

I 基本理念

1. はじめに

人口減少やグローバル化、情報通信技術の高度化に伴う Society5.0 の到来（生成 AI の加速度的発展）等、私たちの生活や社会は劇的かつ急激に変化し、先を見通すことが困難な時代になっています。学校教育の現場では不登校児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒、外国人児童生徒等、教育的支援を要する子どもが増加しています。「学校で」「教師が」「同時に」「同一学年の児童生徒に」「同じ速度で」「同じ内容を」教えるという従来の基本的な枠組みでは十分に対応できない状況になってきています。このような中で、学校には学習指導要領の着実な実施、GIGA スクール構想の実現、働き方改革の推進など、必要な改革を躊躇なく進め、従来の日本型学校教育を発展させ「令和の日本型学校教育」の実現、「一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人間性を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成すること」をめざした教育の充実が求められています。

令和2年4月に施行となった「北海道総合教育大綱」、令和5年3月に示された「北海道教育推進計画」、そして令和7年度釧路管内教育推進の重点および令和7年度厚岸町教育行政執行方針の概要は以下の通りです。

■ 北海道総合教育大綱

[基本理念] 夢や希望へのチャレンジを応援する北海道づくり

- [基本方針] 1 新たな社会を生きる力を育む 2 子供の学びと成長の環境を整える
3 地域と産業を担う人を育む 4 生涯を通じて学び続ける人を育む

■ 北海道教育推進計画

[基本理念] 自立 共生

- [施策] 1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進
2 学びの機会を保障し質を高める環境の確立
3 地域と歩む持続可能な教育の実現

■ 釧路管内教育推進の重点

[テーマ] 釧路の未来の創り手の育成とウェルビーイングの向上を目指して

■ 厚岸町教育行政執行方針

① 確かな学力の育成

- ・個別最適な学びの推進 ・協働的な学びの推進 ・ICTの積極的な活用

② 豊かな心の育成

- ・道徳の充実 ・体験活動の充実 ・生徒指導の充実 ・読書活動の充実
・情報モラルの充実 ・未来ミーティング

③ 健康な体の育成

- ・健康維持と体力向上 ・食育の充実

④ ふるさと・キャリア教育の推進

- ・ふるさと・キャリア教育の推進 ・SDGs [後文]
・まとめ・表現を重視した探求的な活動 ・企業交流会・職業体験

⑤ 今日の教育課題への対応と教育環境の充実

- ・不登校児童生徒のための環境整備 ・特別支援教育の充実
・防災教育の充実 ・地元高校への支援 ・働き方改革 ・心理的安全性の確保
・冷房等環境整備 ・家庭教育の充実

2. 本校の現状と課題

本校は開校 147 年目を迎えます。明治 12 年の「朝曦（ちょうぎ）学校」創立を前身とし、本町の伝統校として地域に愛されてきた学校です。直近では、平成 29 年度に「床潭小学校」が統合となり、平成 30 年度からは近接する厚岸中学校とコミュニティ・スクール（湖南地区学校運営協議会の設置）が導入され、地域とともにある学校づくりを進めています。

校区は厚岸大橋を渡った湖南地区を中心に、床潭方面と筑紫恋・有明方面からは児童がスクールバスにより通学しています。また、徒歩通学範囲にあっても、自家用車で送り迎えする家庭は少なくありません。

児童数は、全校で 97 名（通常学級 80 名、特別支援学級 17 名）で、ここ数年は減少傾向にあります。学級編成は、通常学級 1 クラスの児童が 10 名～20 名程度で構成され、学年 1 クラス、少人数での編成となっています。特別支援学級は、知的学級、自閉症・情緒学級、言語学級が開設されていて、通級指導教室も開設されています。特別支援学級在籍率が 17.5 %（通級も含めると 25 %を超える）と高い割合となっている。

（1）学校評価

保護者の学校に対する信頼が高く、「保護者の願いや相談への対応」「情報発信」「教職員の姿勢」などの項目で高い評価となっています。児童においては、教師や友達との良好な関係が保たれ、「学校生活は楽しい」「子ども達のことを考えてくれる」などの項目が高い評価で、学習を含め、楽しく学校生活を送っていることがうかがえます。一方、早寝・早起き、メディア利用の時間などの基本的な生活習慣、体力向上、規範意識、自己肯定感や自己有用感については、三者（保護者、児童、教職員）の評価結果からも改善の取組が必要です。

（2）学力

標準学力調査（国語、算数）の結果から全体的な学力の底上げが必要であることがわかります。また、国語はほとんどの学年で向上傾向にあるものの、算数は低下傾向にあります。前年度課題であった無解答率はほとんどみられないところまで改善されています。児童アンケートからは、多くの児童は「先生の教え方はわかりやすい」という意識をもっていて、どの学年の児童も、学習に真面目に取り組む姿勢が育っていることを感じられます。日々の授業を核に、基礎・基本の定着には個人差があることを前提として、個々の学力を伸ばすことと、学び合う集団の形成に一層取り組むことが重要です。

（3）体力

種目別では、長座体前屈（柔軟性）と 50m 走（スピード）とシャトルラン（持久力）に課題があります。50m 走（スピード）とシャトルラン（持久力）についてはここ数年の課題であるが、全国平均との差は縮まっておりこれまでの取組の成果が上がってきています。保護者の意識として「運動に興味をもって体力づくりに取り組んでいる」という回答はやや低めとなっています。場の設定を工夫しながら、児童が運動の特性に応じた楽しさを感じ、体力・運動能力の向上に進んで取り組めることが重要です。

（4）健康・安全

生活リズムの乱れや、メディア利用の時間に課題があります。児童が自らの健康に関心を持ち、望ましい生活習慣や食習慣などについて、継続した働きかけが必要です。また、日常の健康観察を行うほか、食物等のアレルギー対応を個別に継続していくことは欠かせません。

安全面においては、津波等を想定した訓練を毎年計画的に実施し、児童もしっかりと行動できています。日常的・定期的な取組を継続すること、小中連携・地域連携での取組も検討していくことが必要です。

（5）生徒指導

素直で明るく元気な児童が多く、気持ちが優しく、相手を思いやる心もよく育っています。一方で、指示待ちで、主体的に行動を起こすことの弱さ、自己肯定感、自己有用感の低さ、自信のなさというのを感じられます。これは中学校でも同様の傾向です。集団内ではあいさつができる児童が多い反面、個々の場面ではそれができない児童も一定数います。また、校外生活における規範意識の向上が課題でもあります。

児童と教師、児童同士がつながっている中での安心感を築き、児童理解に基づく発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導の取組を進めていくことが求められます。そして教育相談活動等を通して、援助希求の態度を育てていくことも重要です。

(6) ふるさと・キャリア教育

各学年で地域人材の活用や施設の利用など体験的な学習を展開しています。また、校区の湖南地区において、児童生徒による「三校合同クリーン大作戦」や教職員が参加する「湖南地区合同交流会」を開催しています。地域性を活かした教育活動は、児童のものの見方・考え方等を広げる機会となることや、児童自身がまちづくりに貢献するという意識を育てること、厚岸の人づくり、まちづくりの上で重要な課題であるという認識に立ち、取組を進めていくことが重要です。

(7) 特別支援教育

一人一人が生き生きと学ぶことができる支援に努めています。また、各学年の交流学習が計画的にすすめられています。校内指導体制としては、特別支援学級4学級（知的1、自閉・情緒2、言語1）、通級指導教室（ステップルーム）の開設、学級支援員（2名）によるサポートを行っています。特別支援学級在籍児童ばかりでなく、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童についても、一人ひとりの実態や特性に応じた支援を行っていくことが大切で、通常学級においても特別支援教育の視点を活かすことが重要です。

(8) 家庭との連携

学校だよりや学級通信などの発行に加え、安心・安全メールを使って各家庭に連絡できるようにしています。また、学級担任を中心に、電話連絡や連絡ノート等を使った双方向の連携を図るよう心がけています。本校の保護者は総じて協力的ですが、児童のよりよい習慣づくりに向け、学校の取組に今以上に関心をもってもらい、家庭の教育力を向上させていく必要があります。

3. 学校経営の基本姿勢

本校の児童や保護者・地域、そして教職員の実態と願いを踏まえ、10年後、20年後の社会とそこで生活する今の子どもたちの姿を思い浮かべた上で、全教職員の英知を結集して本校ならではの教育課程を編成し、知・徳・体をバランスよく育むための教育実践を積み重ねていくことが必要です。

そのためにも、変化に対応できない“現状維持”は後退の始まりであること、「学校は子どもたちのためにある」という認識に立ち、全ての判断基準を「子ども」におき、教師として力量を高め、全教職員が一丸となり、家庭・地域、町内小中学校・高等学校、保育所や関係機関等との綿密な連携のもと、明るく元気で笑顔に満ちた学校づくりを推進していきたい。

II 学校経営の推進にあたって

1. つながりを生む

学校の教育活動は、常に系統性や関連性を重視した営みでなければならない。1つの学びが次の学びを生み、また、次の学びへとつながっていく。教科・領域の学びのつながり、児童と児童、教職員とのつながり、学校と家庭をつながり、学校教育と地域、そして社会とのつながり等、点と点を結んで線にする、線を結んで面にする、1年または6年、さらには9年というスパンで計画を見える化するなど、常に学びにおける「つながり」を意識した教育活動でありたい。

2. 改革性に富み、先見性を持つ

本校のよさを受け継ぎ、さらに向上させるために、教育活動の意義・ねらいを問い直した計画・実施・評価・改善に努めるていく。また、学びの質の向上をめざし「今年度は特にここに力を入れて」と重点化していくことも重要である。先を見、全体を見、本質を見極めることに努め、教育活動を計画的かつ周到な準備を持って実践し、児童と共に成就感を味わえる活動を展開していきたい。計画は緻密に活動は大胆でありたい。加えて、エビデンスに基づいた検証サイクルを運用し、各種評価を通じて改善を図っていきたい。

3. 説明責任を果たす

学校の教育活動や評価について、児童・保護者そして地域に対し、十分に共感・納得できる説明

を学校として果たしていききたい。そのためにも、誠実な教育責任の遂行と教職員一人一人の教育公務員としての自覚を持った言動が求められる。

4. 組織的・協調的である

学校は組織体である。学校教育目標の具現化のために、個業とならないようそれぞれの組織内、組織間等で連携を密にしてこそ、教育活動の実が上がる。また、ワークライフバランスを大切に、心配り（あたたかさ）、気づき、思いやり、優しさで楽しく支え合い、教職員一人一人の個性が発揮される働きがいのありウェルビーイングな職場でありたい。

5. 安心・安全な環境をつくる

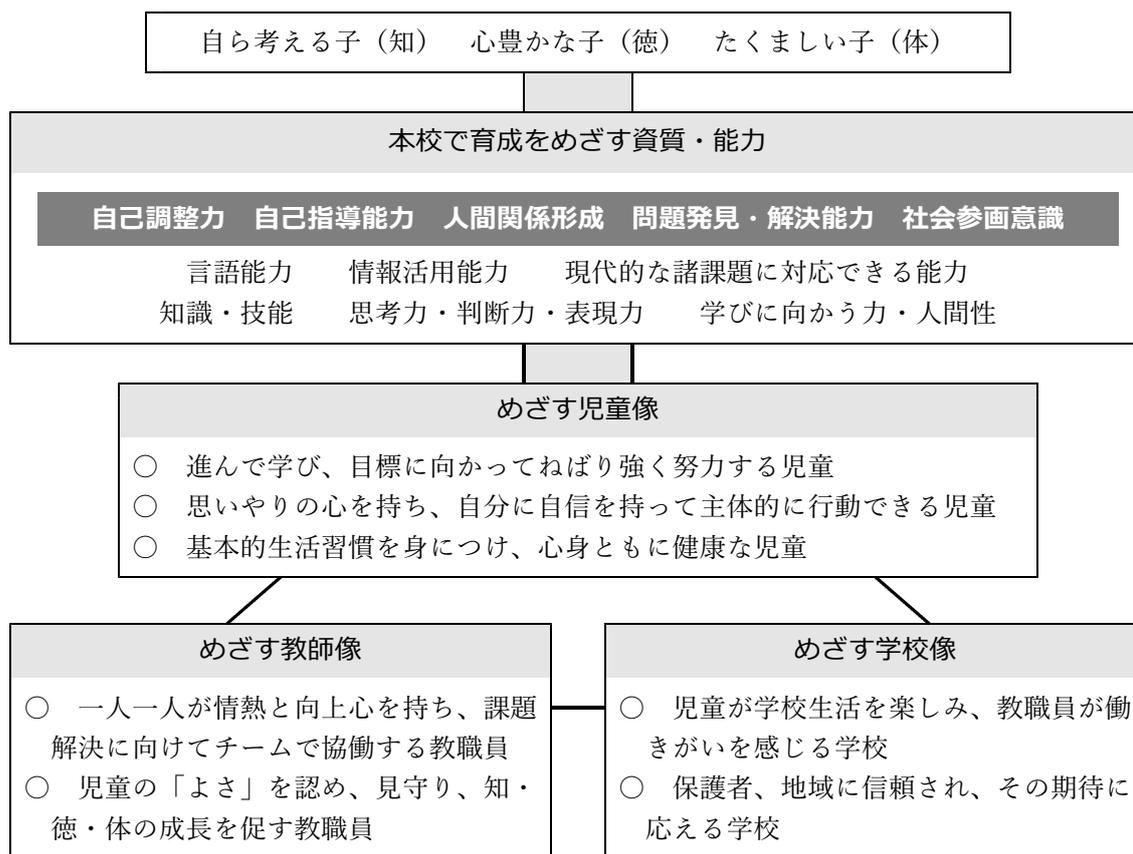
安心・安全で豊かな学びを支える教育環境（危機管理・校内掲示・整理整頓・校舎周辺・コミュニティスクール）を整え、学びの質の向上に努めたい。

Ⅲ 校訓・学校教育目標

【校 訓】	強く 正しく 美しく
【教育目標】	自ら考える子（知） 心豊かな子（徳） たくましい子（体）

Ⅳ 求める姿

1. めざす姿



2. 学校づくりのキーワード

学校づくりのキーワード（令和7年度 学校テーマ・学校課題）
あつ小の3つの「あ」 : あいさつ あきらめない心 あたりまえ
何事にもチャレンジし続け、元気でたくましく、やさしい子の育成

3. 重点

■ 重点1 豊かな人間性を育み、自己肯定感と主体性を高める指導の充実

- ① 「厚小のあたりまえ」の指導を通じた学習規律、生活規律の定着
- ② 地域への理解と愛情を深め、地域と関わろうとする児童を育てるふるさと教育の推進
- ③ ICTを活用した個別最適な学びと協同的な学びの一体的な充実による自立した学習者の育成
- ④ 豊かな心を育む道徳教育と体験活動、読書活動の充実
- ⑤ 児童同士の良好な人間関係の構築と、自己指導能力を高める生徒指導の充実
- ⑦ 健康な心と体、自ら健康で安全な生活をつくりだす力を育む健康安全教育の充実（生活習慣、体力向上、食育、防災教育）
- ⑧ 支援を必要とする児童一人一人のニーズに応じた適切な支援（特別支援教育の充実）

■ 重点2 家庭・地域、保育所・中学校・高等学校、CSとの連携

- ① 積極的な情報発信と地域とともにある学校
- ② 家庭・地域、コミュニティ・スクールに対して説明責任を果たせる教育活動の推進
- ③ 学校間接続・学びの連続性を意識した取組の充実（小中連携の推進）

■ 重点3 チームとしての学校づくりとマネジメント機能の強化

- ① 教職員一人一人が役割を自覚し、ブロック・分掌内外における協働的な学校運営
- ② エビデンスに基づいた検証サイクルを運用し、各種評価を通じて改善を図る
- ③ 「北海道アクションプラン（第3期）」に基づいた働き方改革の推進

V 具体的な実践内容

1. 教科指導（確かな学力の向上、主体的な学び）

「確かな学力の向上」は本校における重点課題の1つです。児童の実態を踏まえ、学習指導要領の趣旨を生かした教育課程を編成し、授業改善に努めることが重要です。

- ① 「厚小のあたりまえ」チェックを行い、学習規律の定着に向けた指導を継続する。
- ② 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる。
- ③ 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、「見通し」「振り返り」の場面を設定したわかる・できる日常授業を実施する。
- ④ ICTを積極的かつ効果的に活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体化に充実による自立した学習者を育成する。
- ⑤ 「家庭学習の手引き」をもとにした「できる宿題」と「自主学習」の習慣化を図る。
- ⑥ 定数加配による指導方法工夫改善（算数科）を進め、個に応じた指導を充実させる。
- ⑦ 図書館司書と連携した「心の糧、知識の源泉」となる読書環境づくりを行う。

2. 道徳教育（豊かな心の育成・主体性の育成）

道徳教育においては「特別の教科 道徳」の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、豊かな心を育む教育の充実を図るとともに、児童一人一人の個性が尊重される人間関係づくりに努め、集団のよさが発揮されることが重要です。

- ① 「考え、議論する道徳」「多様な体験活動」等を通して、道徳性や主体性を高める指導を行

う。

- ② 道徳教育の要である「特別の教科 道徳」の時間の授業づくりに組織的に取り組み、学校の教育活動全体を通して児童が主体となる活動の機会を設定することに努め、豊かな心を育む。
- ③ 授業公開や学級通信、評価などを通して保護者と連携して道徳的実践力の向上を図る。
- ④ 「自分が必要とされているかけがえのない存在」であることを実感できる場面をつくと共に、自己のよさを生かし、自己実現を図ることができるよう活動を工夫する。
- ⑤ 心と知恵を磨く情報モラル教育の推進をめざす。

3. 総合的な学習の時間（各教科・領域とのつながり）

「総合的な学習の時間」においては、探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することが重要です。

- ① 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ表現することができるようにする。
- ② 特別活動との関連も考慮しながら、様々な体験活動において、地域の教材や学習環境を積極的に活用する（ふるさと学習の充実）。

4. 特別活動（社会性と主体性）

特別活動においては、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いの良さや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」に関わる資質・能力を育成することが重要です。

- ① 児童会活動や学校行事、学級活動等を通して、連帯感や奉仕の精神などの社会性、そして主体性を育むとともに、自己存在感を体得させるなど達成感や成就感、満足感を持たせる。
- ② 多様な他者と互いのよさを生かして協働し、よりよい学校生活をつくらうとする児童会活動を推進する。
- ③ 学校行事等における「ねらい」や「教育的価値」を明確にする。
- ④ 計画時は積極的に児童に関わることで緻密なものとし、実施にあたっては児童を見守る姿勢を中心とした大胆なものとする。
- ⑤ 校風や伝統を継承し、発展させていこうとする意識と共に、数多くの体験を与えることで感動体験を確立する。
- ⑥ キャリア・パスポートの活用を通して、学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考える活動充実させる。

5. 生徒指導（自己実現）

生徒指導においては、生徒一人一人の個性の伸長を図り、豊かな人間性を育むと共に、互いの立場を認め合い、積極的に良さや可能性を発揮しながら、自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成をめざすことが重要です。

- ① 「厚小のあたりまえ」チェックを行い、生活規律の定着に向けた指導を継続する。
- ② いじめ見逃しゼロの徹底といじめ未然防止・早期発見・早期対応。
- ③ いじめ調査、Q-U調査の実施と、教育相談活動の充実、援助希求的態度の育成を図る。
- ④ 児童の自己実現のため、「自己選択」「自己決定」の場や機会を与えると共に、その過程における適切な指導・援助に努める。
- ⑤ 厳しさと優しさを持って、共感的理解と愛情のもと、児童との信頼関係の構築に努めるとともに、共通した指導観に基づき、情報を共有し指導にあたる体制を確立する。
- ⑥ 子ども支援委員会を定例で実施し、生徒指導上の課題や不登校対応などについての情報共有を行う。

6. 体育・健康に関する指導（望ましい生活習慣の育成）

たくましく生きるための継続的な健康・体力づくりや望ましい生活習慣の定着をめざすと共

に、自他の生命を尊重し、生涯にわたり健康で安全な生活を営む態度を育てることが重要です。

- ① 保護者と連携し、生活リズムチェックの実施と基本的な生活習慣の定着を目指す。また、メディア等との接触時間に関する実態を踏まえた指導の充実を図る。
- ② 体力テストの結果を踏まえた体育の授業改善、日常的な取組を行う。
- ③ 食に対する正しい知識の習得や、自他の健康な食生活を実現するとともに、感謝の心を育むための食の指導の充実を図る。

7. 学年・学級経営

児童にとって学級は、学校生活のよりどころであり、心のよりどころでもある。学級は児童の人間形成に大いに影響を与える場なることから、学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童同士のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学年・学級経営の充実を図ることが重要です。

- ① 学校の教育目標を具現化するために、学校経営案を踏まえた学級経営計画を作成し、計画に基づき「厚小のあたりまえ」チェックの結果も活用しながら各月における重点を示した実践を確立する。
- ② 教室環境を整え、整理整頓された潤いのある教室設営を行うとともに、明るく、楽しく、支持的風土に満ちた学級づくりを行う。
- ③ 児童一人一人の実態や課題を全教職員で共有できるように開かれた学級づくりを行う。また、統一性・系統性のある指導を行う。
- ④ ブロック内、ブロック間で連携し、実態交流の促進を図る。
- ⑤ 家庭と学校が協力しながら児童を育てていくための保護者連携を推進する。

8. 特別支援教育（支援を必要とする生徒、自立と社会参加）

特別支援教育は、特別支援学級在籍の児童だけでなく、支援を必要とする児童に対して、その実態、ニーズを把握し、特別支援教育コーディネーターを中心として特別支援校内委員会を機能させ、組織的に充実させていくことが重要です。また、児童の自立と社会参加を見据えた指導の充実を図る必要があります。

- ① 全校・交流学級におけるインクルージョン精神の醸成（人間性の育成）を行う。
- ② 全校・交流学級における積極的な交流（教科等のねらいの達成）を行う。
- ③ 指導体制の工夫し、個別の指導計画を生かした適切な指導と学びの場の提供を行い、自立と社会参加を見据えた指導を充実させる。
- ④ 児童及び保護者との合意形成をもとに、教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を行う。
- ⑤ 校内委員会の機能を生かした取組の充実を図る（保育所、中学校、関係機関との連携）。
- ⑥ 通常学級における特別支援教育の視点を生かした指導を行う。

9. 安全管理・危機管理

学校が事故等の発生を未然に防ぎ、万が一事故が発生しても、児童等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるには、教職員一人一人に状況に応じた的確な判断力や機敏な行動力等が求められる。

- ① 高い危機意識を持ち、校内外で起こりうる様々な危機に対して、「(さ) 最悪を想定し、(し) 慎重に、(す) 素早く、(せ) 誠意を持って、(そ) 組織的」で対応する。
- ② 危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、マニュアルに即した訓練等を実施する。
- ③ 災害や事件・事故等から児童を守る取組を実施する（防災教育の充実）。

10. 研 修

意欲に満ちた環境の中で、学校や授業が変革するよう指導力を高めていく。そのためには、研修を中核に据えて、課題を共有し、教師自ら厳しく磨き合う研修体制の確立をめざしたい。

- ① 指導と研修の一体化を図る（日常の授業改善・業務に直結する）。
- ② ICTの利活用、特別支援教育、食物アレルギー、救急救命、不審者対応等の研修を企画・実施する。

- ③ 教師の専門性を高める個々のキャリアに応じた各種研究会・研修会への積極的な参加と成果の環流。

11. チームとしての学校

複雑化・多様化した課題を解決し、「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を作りあげると同時に、個々の力量を高めながら、協働体制を確立することが重要である。

- ① 教職員間のコミュニケーションを確立する（相談そして確認・連絡・報告）。
- ② 個業とならない分掌内における複数体制の構築、事務職員の学校運営への参画、図書館司書、学級支援員、公務補、校務補助員などの支援スタッフとの協働体制を確立する。
- ③ 課題の共有と、人が変わっても変わらない協働システムを構築する。
- ④ 学校評価、各種調査結果、行事等の反省の分析とそれに基づく改善を行う（エビデンスに基づいた検証サイクル）。

12. 他校種、家庭・地域との連携

厚岸の子を地域総掛かりで育てるという意識を共有し、厚岸保育所、厚岸中学校、厚岸翔洋高等学校、そして保護者・地域、コミュニティ・スクールとの連携を強化し、「地域とともにある学校」をめざしたい。

- ① 保・中における家庭との連携や、学習・生活指導における接続や学びの連続性を意識した取組を推進する。
- ② 懇談会や説明会等をとおして説明責任を果たし、学校と保護者の信頼関係を確立する。
- ③ 地域の人的・物的資源を活用する。
- ④ 学校だより、学級通信、各種通信、HP等による積極的な情報発信を行う。

13. 学校事務

迅速かつ性格で、透明性のある事務処理をめざす。

- ① 公費の適正な運用と執行。
- ② 文書の適正な処理、表簿等の正確、適正な処理。
- ③ 事務職員との連携を密にし、事前相談、調整、適正処理を行い、複数によるチェック体制を確立する。特に会計業務は事務職員との協働で行う。

14. 服 務

公務員の中でも教員は高い倫理性を求められている。教育公務員として、服務規律の正しい理解と法令遵守が必要である。

- ① 交通事故・交通法規違反、不適切な性的行為（わいせつ、セクシャル・ハラスメント）、パワー・ハラスメント、体罰・不適切な指導、金銭事故、個人情報紛失・流出・盗難等の防止。
- ② 北海道アクションプラン（第3期）に基づき、「手引きRoad」を活用した働き方改革の実施。
 - ・ICTを活用した校務の効率化
 - ・事務職員の積極的な学校運営参画
 - ・教職員の在校等時間から条例で定める勤務時間等減じた時間を1ヶ月で45時間以内
 - ・定時退勤日を月2回以上実施
 - ・時間外勤務等縮減強調週間を年2回以上実施